

(参考)情報連携の試行運用を行う 事務手続の一覧(年金関係手続)

(R3.6.14時点)

内閣官房 番号制度推進室

内閣府 大臣官房 番号制度担当室

【試行運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R3.6.14時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
1	1	1-2ホ	1-74	全国健康保険協会管掌健康保険被保険者の被 扶養者の認定	被扶養者として、全国健康保険協会に加入す るための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	厚生労働大臣（日本年金機 構）	厚生労働大臣（職 業安定局）	厚生労働省保険局 保険課
2	4	4-2ホ	3-53	船員保険の被保険者の被扶養者の認定	被扶養者として、船員保険に加入するための 手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	厚生労働大臣（日本年金機 構）	厚生労働大臣（職 業安定局）	厚生労働省保険局 保険課
3	34	22の3-4ハ	22-558	退職共済年金（経過的職域加算額）の支給額 を決定するための手続	退職共済年金（経過的職域加算額）の支給額 を決定するための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類 は法令には記載されていないため、左記情報につい ては申請者が提出すべき書類ではないが、他の係る 情報を照会することで適正な事務を行うことができる。 ）	日本私立学校振興・共済事業 団	厚生労働大臣（職 業安定局）	文部科学省高等教 育局私学部私学行 政課私学共済室
4	34	22の3-4ハ	22-559	退職共済年金の額の改定の請求の確認	退職共済年金の支給を受けるための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類 は法令には記載されていないため、左記情報につい ては申請者が提出すべき書類ではないが、他の係る 情報を照会することで適正な事務を行うことができ る。）	日本私立学校振興・共済事業 団	厚生労働大臣（職 業安定局）	文部科学省高等教 育局私学部私学行 政課私学共済室
5	34	22の3-4ハ	22-560	雇用保険の基本手当等を受けることとなつた ときの退職共済年金の支給停止の届出の確認	退職共済年金の受給権者が雇用保険法による 失業給付を受ける場合に、併給調整を行うた めの手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類 は法令には記載されていないため、左記情報につい ては申請者が提出すべき書類ではないが、他の係る 情報を照会することで適正な事務を行うことができ る。）	日本私立学校振興・共済事業 団	厚生労働大臣（職 業安定局）	文部科学省高等教 育局私学部私学行 政課私学共済室
6	35	22の4-2ハ	24-592	老齢厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通 知（国家公務員共済組合連合会）	老齢厚生年金の支給を受けるための手続（国 家公務員共済組合連合会）	57	雇用保険法による基本手当若しくは高齢雇用継続 基本給付金の支給に関する情報	雇用保険被保険者証	厚生労働大臣（日本年金機 構）又は共済組合等（日本私 立学校振興・共済事業団、国 家公務員共済組合連合会、地 方公務員共済組合又は全国市 町村職員共済組合連合会）	厚生労働大臣（職 業安定局）	財務省主計局給与 共済課
7	35	22の4-2ハ	24-619	老齢厚生年金受給権者に係る支給停止事由該 当届（雇用保険法による失業給付（基本手 当）を受給している場合）の受理・審査・通 知（国家公務員共済組合連合会）	老齢厚生年金の受給権者が雇用保険法による 失業給付を受ける場合に、併給調整を行うた めの手続（国家公務員共済組合連合会）	57	雇用保険法による基本手当若しくは高齢雇用継続 基本給付金の支給に関する情報	雇用保険被保険者証	厚生労働大臣（日本年金機 構）又は共済組合等（日本私 立学校振興・共済事業団、国 家公務員共済組合連合会、地 方公務員共済組合又は全国市 町村職員共済組合連合会）	厚生労働大臣（職 業安定局）	財務省主計局給与 共済課
8	35	22の4-2ハ	24-621	老齢厚生年金受給権者に係る支給停止事由該 当届（雇用保険法による高齢雇用継続給付 を受給している場合）の受理・審査・通 知（国家公務員共済組合連合会）	老齢厚生年金の受給権者が雇用保険法による 高齢雇用継続給付を受ける場合に、併給調 整を行うための手続（国家公務員共済組合連 合会）	57	雇用保険法による基本手当若しくは高齢雇用継続 基本給付金の支給に関する情報	雇用保険被保険者証	厚生労働大臣（日本年金機 構）又は共済組合等（日本私 立学校振興・共済事業団、国 家公務員共済組合連合会、地 方公務員共済組合又は全国市 町村職員共済組合連合会）	厚生労働大臣（職 業安定局）	財務省主計局給与 共済課
9	35	22の4-3ハ	24-783	老齢厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通 知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員 共済組合連合会）	老齢厚生年金の支給を受けるための手続（地 方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組 合連合会）	57	雇用保険法による基本手当若しくは高齢雇用継続 基本給付金の支給に関する情報	雇用保険被保険者証	厚生労働大臣（日本年金機 構）又は共済組合等（日本私 立学校振興・共済事業団、国 家公務員共済組合連合会、地 方公務員共済組合又は全国市 町村職員共済組合連合会）	厚生労働大臣（職 業安定局）	総務省自治行政局 公務員部福利課
10	35	22の4-3ハ	24-784	老齢厚生年金受給権者に係る支給停止事由該 当届（雇用保険法による失業給付（基本手 当）を受給している場合）の受理・審査・通 知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員 共済組合連合会）	老齢厚生年金の受給権者が雇用保険法による 失業給付を受ける場合に、併給調整を行うた めの手続（地方公務員共済組合又は全国市町 村職員共済組合連合会）	57	雇用保険法による基本手当若しくは高齢雇用継続 基本給付金の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	厚生労働大臣（日本年金機 構）又は共済組合等（日本私 立学校振興・共済事業団、国 家公務員共済組合連合会、地 方公務員共済組合又は全国市 町村職員共済組合連合会）	厚生労働大臣（職 業安定局）	総務省自治行政局 公務員部福利課
11	35	22の4-3ハ	24-785	老齢厚生年金受給権者に係る支給停止事由該 当届（雇用保険法による高齢雇用継続給付 を受給している場合）の受理・審査・通 知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員 共済組合連合会）	老齢厚生年金の受給権者が雇用保険法による 高齢雇用継続給付を受ける場合に、併給調 整を行うための手続（地方公務員共済組合又 は全国市町村職員共済組合連合会）	57	雇用保険法による基本手当若しくは高齢雇用継続 基本給付金の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	厚生労働大臣（日本年金機 構）又は共済組合等（日本私 立学校振興・共済事業団、国 家公務員共済組合連合会、地 方公務員共済組合又は全国市 町村職員共済組合連合会）	厚生労働大臣（職 業安定局）	総務省自治行政局 公務員部福利課
12	35	22の4-1-1	24-895	養育期間標準報酬月額特例申出書の確認（日 本年金機構）	養育期間標準報酬月額特例を受けるための手 続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機 構）又は共済組合等（日本私 立学校振興・共済事業団、国 家公務員共済組合連合会、地 方公務員共済組合又は全国市 町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課
13	35	22の4-1-2ロ	24-925	老齢厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通 知（日本年金機構）	老齢厚生年金の支給を日本年金機構から受け るための手続	57	雇用保険法による基本手当若しくは高齢雇用継続 基本給付金の支給に関する情報	雇用保険被保険者証	厚生労働大臣（日本年金機 構）又は共済組合等（日本私 立学校振興・共済事業団、国 家公務員共済組合連合会、地 方公務員共済組合又は全国市 町村職員共済組合連合会）	厚生労働大臣（職 業安定局）	厚生労働省年金局 事業管理課
14	35	22の4-1-2ロ	24-926	老齢厚生年金受給権者に係る支給停止事由該 当届（雇用保険法による失業給付（基本手 当）を受給している場合）の受理・審査・通 知（日本年金機構）	老齢厚生年金の受給権者が雇用保険法による 失業給付を受ける場合に、併給調整を行うた めの手続	57	雇用保険法による基本手当若しくは高齢雇用継続 基本給付金の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	厚生労働大臣（日本年金機 構）又は共済組合等（日本私 立学校振興・共済事業団、国 家公務員共済組合連合会、地 方公務員共済組合又は全国市 町村職員共済組合連合会）	厚生労働大臣（職 業安定局）	厚生労働省年金局 事業管理課
15	35	22の4-1-2ロ	24-927	老齢厚生年金受給権者に係る支給停止事由該 当届（雇用保険法による高齢雇用継続給付 を受給している場合）の受理・審査・通 知（日本年金機構）	老齢厚生年金の受給権者が雇用保険法による 高齢雇用継続給付を受ける場合に、併給調 整を行うための手続	57	雇用保険法による基本手当若しくは高齢雇用継続 基本給付金の支給に関する情報	高齢雇用継続給付支給決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機 構）又は共済組合等（日本私 立学校振興・共済事業団、国 家公務員共済組合連合会、地 方公務員共済組合又は全国市 町村職員共済組合連合会）	厚生労働大臣（職 業安定局）	厚生労働省年金局 事業管理課

【試行運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R3.6.14時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
16	35	22の4-4-2ハ	24-928	老齢厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	老齢厚生年金の支給を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	57	雇用保険法による基本手当若しくは高齢年齢雇用継続基本給付金の支給に関する情報	雇用保険被保険者証、雇用保険受給資格者証又は高齢年齢雇用継続給付決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	厚生労働大臣（職業安定局）	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
17	35	22の4-4-2ハ	24-929	老齢厚生年金受給権者に係る支給停止事由該当届（雇用保険法による失業給付（基本手当）を受給している場合）の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	老齢厚生年金の受給権者が雇用保険法による失業給付を受ける場合に、併給調整を行うための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	57	雇用保険法による基本手当若しくは高齢年齢雇用継続基本給付金の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	厚生労働大臣（職業安定局）	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
18	35	22の4-4-2ハ	24-930	老齢厚生年金受給権者に係る支給停止事由該当届（雇用保険法による高齢年齢雇用継続給付を受給している場合）の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	老齢厚生年金の受給権者が雇用保険法による高齢年齢雇用継続給付を受ける場合に、併給調整を行うための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	57	雇用保険法による基本手当若しくは高齢年齢雇用継続基本給付金の支給に関する情報	高齢年齢雇用継続給付決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	厚生労働大臣（職業安定局）	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室
19	41	24の4- -	29-158	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金受給権者に係る支給停止事由該当届（雇用保険法による失業給付（基本手当）を受給している場合）の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金の受給権者が雇用保険法による失業給付を受ける場合に、併給調整を行うための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	国家公務員共済組合連合会	厚生労働大臣（職業安定局）	財務省主計局給与共済課
20	41	24の4- -	29-159	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金受給権者に係る支給停止事由該当届（雇用保険法による高齢年齢雇用継続給付を受給している場合）の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金の受給権者が雇用保険法による高齢年齢雇用継続給付を受ける場合に、併給調整を行うための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	国家公務員共済組合連合会	厚生労働大臣（職業安定局）	財務省主計局給与共済課
21	50	26の4- -1	31-436	法定免除の非該当動契	国民年金保険料の法定免除非該当届の動契する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	都道府県知事等	厚生労働省年金局事業管理課
22	50	26の4- -2	31-444	第三号被保険者の資格取得の届出の認定	国民年金第三号被保険者資格取得するための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省年金局事業管理課
23	50	26の4- -2	31-445	第三号被保険者の種別変更の届出の認定	国民年金被保険者種別を変更するための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省年金局事業管理課
24	50	26の4- -2	31-446	第三号被保険者の配偶者に係る届出の認定	第三号被保険者の配偶者の公的年金加算制度が変更されたときの手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省年金局事業管理課
25	50	26の4- -2	31-447	第三号被保険者の資格取得の特例届出の認定	2年以上遡及して第三号被保険者に該当する場合に、特例により第三号被保険者資格を取得するための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省年金局事業管理課
26	50	26の4- -2	31-448	保険料免除等の申請の処分	国民年金保険料の免除等を受けるための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省年金局事業管理課
27	50	26の4- -2	31-449	学生等の保険料納付の特例に係る処分	国民年金保険料の学生納付特例を受けるための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省年金局事業管理課
28	50	26の4- -2	31-450	保険料納付の免除動契	国民年金保険料の免除を動契する手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省年金局事業管理課
29	50	26の4- -2	31-451	特定事由に係る申出等の特例	特定事由に該当することにより国民年金保険料の納付又は免除の特例を受けるための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省年金局事業管理課
30	50	26の4- -1	31-452	法定免除の該当動契	国民年金保険料の法定免除該当届の動契する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	都道府県知事等	厚生労働省年金局事業企画課・事業管理課
31	60	31の4- -2	39-328	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金受給権者に係る支給停止事由該当届（雇用保険法による失業給付（基本手当）を受給している場合）の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金の受給権者が雇用保険法による失業給付を受ける場合に、併給調整を行うための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	厚生労働大臣（職業安定局）	総務省自治行政局公務員部福利課
32	60	31の4- -2	39-329	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金受給権者に係る支給停止事由該当届（雇用保険法による失業給付（基本手当）を受給している場合）の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金の受給権者が雇用保険法による失業給付を受ける場合に、併給調整を行うための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	厚生労働大臣（職業安定局）	総務省自治行政局公務員部福利課
33	106	53- -1ヌ	81-5	奨学金（貸与及び支給）の申請に係る審査（奨学金の貸与者及び支給者の認定の際の本人、生計維持者の収入が機構の定める収入基準額以下であるかどうか等の審査）	奨学金の貸与及び支給を申請するにあたり、申請者が基準を満たすことを機構に示すための手続	53	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額決定通知書、年金振込通知書等）	独立行政法人日本学生支援機構	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととしている者	文部科学省高等教育局学生・留学生課
34	106	53- -1ヲ	81-29	奨学金（貸与及び支給）の申請に係る審査（奨学金の貸与者及び支給者の認定の際の本人、生計維持者の収入が機構の定める収入基準額以下であるかどうか等の審査）	奨学金の貸与及び支給を申請するにあたり、申請者が基準を満たすことを機構に示すための手続	75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報	年金生活者支援給付金振込通知書	独立行政法人日本学生支援機構	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	文部科学省高等教育局学生・留学生課

**(参考)情報連携の試行運用を行う
事務手続の一覧(年金関係以外の手続)
(R3.6.14時点)**

**内閣官房 番号制度推進室
内閣府 大臣官房 番号制度担当室**

【試行運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R3.6.14時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名
1	2	2-7イ	2-475	全国健康保険協会被保険者の年間の高額療養費の支給に関する事務	高額介護合算療養費の支給を全国健康保険協会から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（医療）	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課
2	2	2-7イ	2-476	日雇特別被保険者の年間の高額療養費の支給に関する事務	高額介護合算療養費の支給を全国健康保険協会から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（医療）	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課
3	3	2-8イ	2-477	健康保険組合被保険者の年間の高額療養費の支給に関する事務	健康保険組合の被保険者に対して、高額療養費を支給するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（医療）	健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課
4	5	5-6	4-290	船員保険法による療養の給付の受給等（年間の高額療養費の支給に関する事務）	高額介護合算療養費の支給を全国健康保険協会から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（医療）	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課
5	42	25-2イ	30-163	年間の高額療養費の支給額の算定に関する事務	年間の高額療養費の支給額を保険者が算定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書	市町村長又は国民健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局国民健康保険課
6	80	43-2イ	59-147	年間の高額療養費の支給額の算定に関する事務	年間の高額療養費の支給を被保険者が後期高齢者医療広域連合から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局高齢者医療課
7	115の2	59の2	93の2-1	新型インフルエンザ等対策特別措置法第46条第3項の規定により読み替えて適用する予防接種法第6条第1項の予防接種の実施に関する事務	予防接種法施行令第6条の2に基づき市町村が予防接種法による予防接種に関する記録（被接種者の接種歴等）を作成する手続	88	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報	なし	市町村長	厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長	厚生労働省健康局結核感染症課/新型インフルエンザ対策推進室
8	116	59の2の2-6ロ 59の2の2-7 (59の2の2-6ロ)	94-74	子育てのための施設等利用給付に係る支給認定の申請に係る事実並びに子育てのための施設等利用給付のみなし認定についての審査	幼稚園（新制度に移行していない幼稚園）、認可外保育施設、預かり保育等の利用に要した費用の支給を受けるために必要な認定を保護者が居住市町村から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当
9	116	59の2の2-9 (59の2の2-6ロ)	94-75	子育てのための施設等利用給付に係る支給認定の変更申請に係る事実についての審査	幼稚園（新制度に移行していない幼稚園）、認可外保育施設、預かり保育等の利用に要した費用の支給を受けるために必要な認定を保護者が居住市町村から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当
10	116	59の2の2-11 (59の2の2-6ロ)	94-77	子育てのための施設等利用給付に係る支給認定の取消しに係る事実についての審査	幼稚園（新制度に移行していない幼稚園）、認可外保育施設、預かり保育等の利用に要した費用の支給を受けるために必要な認定要件を満たさなくなった場合に、居住地市町村が行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当
11	116	59の2の2-8 (59の2の2-6ロ)	94-78	子育てのための施設等利用給付に係る保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理に係る事実についての審査	幼稚園（新制度に移行していない幼稚園）、認可外保育施設、預かり保育等の利用に要した費用の支給を受けるために必要な認定を保護者が居住市町村から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当
12	116	59の2の2-12 (59の2の2-6ロ)	94-79	地域子ども・子育て支援事業における実費徴収に係る補足給付事業給付対象者の審査に関する事務	幼稚園（新制度に移行していない幼稚園）等において実費徴収を行うことができる食事の提供に要する費用等について保護者が補助を受けるために居住市区町村が行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当